

プロテスト委員会から競技者の皆さんへのインフォメーション

(この文書は、いかなる規則や帆走指示も変更するものではない。)

1 水上でのインシデントに対するジュリーによる抗議

1.1 通常、ジュリーは、グッド・スポーツマンシップ (RRS2) の明らかな違反を目撃しない限り、第 2 章の規則違反に対して抗議はしません。ジュリーが抗議を検討する違反の例には以下のようなことがあります、これらに限定するものではありません。

- (a) 免罪される理由なく、意図的にまたは違反したと知りながら、規則違反したのに適切なペナルティーを履行しない場合
- (b) 他艇に対する威嚇行為。よくある例は不必要な叫び声や汚い言葉をかけたりすること。
- (c) チーム戦術として、自艇の順位を損なってでも他艇の成績を良くするための帆走
- (d) 損傷または傷害または明らかな有利をもたらす、もしくは、もたらす可能性のある帆走

2 外部の援助

- 2.1 艇が準備信号後に、支援艇から指示を受けたりセーリング用品を受け渡ししたりすることは RRS41 の違反であり、たとえその受け渡しが、準備信号の前に始まっていたとしても同様です。
- 2.2 支援艇がレース・エリアに入ることが禁止されている場合、援助を求めたいレース中でない艇は、レース・エリア外で待機する支援艇のところまで行かなければなりません。ただし、その艇にそれができない場合を除きます。

3 推進方法

- 3.1 World Sailing「RRS 42 の公式解釈」2021 年版 (JSAF による日本語訳版) は下記の URL から入手が可能です。
<https://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/RRS42%E8%A7%A3%E9%87%882021.pdf>
- 3.2 World Sailing「RRS 42 の公式解釈」に加えて、以下の点は RRS 42 の適用を理解するのに役立ちます。
 - (a) 通常、各ジュリーボートには 2 名以上のジャッジがありますが、1 人ででも、ある艇が RRS42 に違反したと確信した場合には、黄色旗ペナルティーの信号を発します。
 - (b) ジャッジはできるだけ早く RRS42 ペナルティーの信号を発しますが、信号が、艇がフィニッシュ・ラインを越えた後になる場合もあります。
- 3.3 競技者はレース終了後にペナルティーの説明をジャッジに求めることができます。それは、水上でも陸上でも、またはジュリー・オフィスにおいて担当ジャッジとのミーティングの手配を依頼することでも可能です。

4 救済の要求、艇の得点記録に関するレース委員会の過ちに対する申し立て

- 4.1 競技者は、レース委員会が彼らにつけた得点記録に対し異議を申し立てたい場合があります。その場合、競技者は、SI17.3 に従って得点照会書を作成し、レース・オフィスに提出することができます。レース委員会は、照会に返答する前に、証拠を競技者と共有するようにします。競技者がレース委員会の説明に満足しない場合は、RRS62.2 が定める時間内に、救済要求を提出することができます。
- 4.2 当該の救済要求における審問においては、競技者はレース委員会が艇の記録を誤ったという証拠を提供しなければなりません。ビデオの証拠、または異なる記録とされた 2 艇もしくはそれ以上の艇の相対的な

位置関係が、レース委員会が記録を誤った証拠となることは稀です。事実認定においては、プロテスト委員会は証拠の重みに従って判断します。World Sailing ケース 136 を参照してください。

5 ビデオとトラッキング記録

- 5.1 ビデオを審問に持ち込むことを希望する当事者は、その証拠を見るために必要な機器を準備する責任があります。審問の間インターネット接続は、一般には利用できません。すべての当事者とプロテスト委員が同時に証拠を見ることができるようにするべきです。
- 5.2 利用可能な場合、トラッキング・システムの情報が提示される場合がありますが、通常、その精度は限られています。表示される画像は、視聴者への補助として、実際のデータから誇張されています。このシステムは、可視化のために艇の位置表示や航跡を取得することには使用できますが、正確な位置情報を必要とするレースの管理目的またはジュリーの判定に使用するには十分に正確ではありません。

6 審問のオブザーバ

- 6.1 各当事者は、ジュリー・パネルが特定の場合に不適切であると決定しない限り、審問を傍聴するためにオブザーバを連れてくることができます。オブザーバの人数は、両当事者から希望する人数、審問室のキャパシティに応じて、人数を調整する場合があります。オブザーバは、審問を傍聴する前に説明される要件を審問中遵守しなければなりません。

7 審問中の電子機器の使用

- 7.1 当事者、オブザーバ、証人による、メモ書きや規則・ケースの確認などのための電子デバイス（タブレット、スマートフォン、および同様のデバイス等）の使用は、デバイスが録音や他者との通信に使用されない条件のもとに限り、審問中に許可されます。審問の開始前に、ジュリー・メンバーは、これら全てのデバイスがフライトモードに設定され、WiFi と Bluetooth がオフになっていることを確認することがあります。

8. RRS 69

- 8.1 審問で真実を述べないことを含む、いかなる形での不正行為も、スポーツマンシップの違反であり、RRS 69 に基づく審問につながる可能性があります。
- 8.2 不正行為については、Case138 を参照してください。

9. ジュリーの手順と方針に関する質問

- 9.1 競技者、チームリーダー、支援者は、手順や方針について書面で質問をするか、またはプロテスト委員長と話し合うことができます。委員長は通常、抗議の時間中にはジュリールームで応対するか、またはレース・オフィスを通じて連絡をとることができます。

2023年3月31日
プロテスト委員長
伊藤 大貴